

議第12号議案

横浜市会委員会条例の一部改正

横浜市会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年2月27日提出

市会運営委員会
委員長 梶村 充

横浜市条例（番号）

横浜市会委員会条例の一部を改正する条例

横浜市会委員会条例（昭和43年5月横浜市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（常任委員の任期）

第3条 常任委員の任期は、選任の日から起算して1年とする。

2 補欠の常任委員の任期は、前任の常任委員の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日を経過しても後任の常任委員が選任されない場合は、前任の常任委員は、後任の常任委員が選任されるまで在任する。

4 第6条第3項の規定により後任の常任委員の選任があった場合は、前任の常任委員の任期は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該選任の時までとする。

第4条の見出し中「設置」を「設置等」に改める。

第5条の見出し中「設置」を「設置等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第6条の見出しを「（委員の所属及び選任）」に改め、同条第5項中「第3項の規定」を「第4項の規定」に、「第3条第3項」を「第3条第2項から第4項までの規定」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第1項ただし書」を「第2項ただし書」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項から第3項までを1項ずつ繰り下げ、同条に第1項として次の1項を加える。

議員は、少なくとも1の常任委員となるものとする。ただし、市会の同意を得た場合は、議長は、常任委員とならないことができる。

第14条第2項中「ものとする」を削る。

第17条第3項中「前項の」を「その」に、「禁止」を「制止」に改める。

第18条の見出しを「（委員及び公述人の質疑）」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 公述人は、委員に対して質疑をすることはできない。

第19条の見出し中「文書」の前に「代理人又は」を加え、同条中「場合には、」の次に「代理人に意見を述べさせ、又は」を加える。

第20条第2項中「し、その承諾を得るものとする」を「する」に改める。

附 則

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

提 案 理 由

地方自治法の一部改正に伴い、横浜市会委員会条例の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市会委員会条例（抜粋）

〔 上段 改正案 〕
〔 下段 現 行 〕

（ 常任委員の任期 ）

第 3 条 常任委員の任期は、選任の日から起算して 1 年とする。
常任委員の任期は、 1 年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任
する。

2 補欠の常任委員の任期は、前任の常任委員の残任期間とする。
常任委員の任期は、選任の日から起算する。ただし、任期満了による選任が
任期満了の前に行われたときは、後任の委員の任期は、前任の委員の任期満
了の日の翌日から起算する。

3 前 2 項の規定にかかわらず、任期の末日を経過しても後任の常任委員が選任
補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
されない場合は、前任の常任委員は、後任の常任委員が選任されるまで在任す
る。

4 第 6 条第 3 項の規定により後任の常任委員の選任があった場合は、前任の常
任委員の任期は、第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、当該選任の時までと
する。

（ 市会運営委員会の 設置等 ）
設置

第 4 条 （ 本文省略 ）

（ 特別委員会の 設置等 ）
設置

第 5 条 （ 第 1 項及び第 2 項省略 ）

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間
在任する。

（ 委員の所属及び選任 ）
（ 委員の選任 ）

第 6 条 議員は、少なくとも 1 の常任委員となるものとする。ただし、市会の同
意を得た場合は、議長は、常任委員とならないことができる。

2 （ 本文省略 ）

3/2 (本文省略)

4/3 (本文省略)

5/4 第2項ただし書の規定により委員を指名したとき及び前項ただし書の規定により委員の所属を変更したときは、議長は、その旨を市会に報告しなければならない。

6/5 第4項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条第2項から第3条第3項第3項4項までの規定の例による。

(公聴会開催の手続)

第14条 (第1項省略)

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示するものとする。

(公述人の発言)

第17条 (第1項及び第2項省略)

3 公述人の発言がその前項の範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があったときは、委員長は、その発言を制止し、又は退場を命ずることができる。

(委員及び公述人の質疑)

(公述人への質疑)

第18条 委員は、公述人に対し、質疑をすることができる。ただし、公述人は、委員に対し質疑をすることはできない。

2 公述人は、委員に対して質疑をすることはできない。

(代理人又は文書による意見提出)

第19条 公述人は、委員会の同意を得た場合には、代理人に意見を述べさせ、又は文書により、意見を提出することができる。

(参考人の意見聴取)

第20条 (第1項省略)

2 議長は、前項の規定による通知を受けたときは、その出席する日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を参考人に通知するし、その承諾を得

るものとする。

(第3項省略)